Vol.35

~新鮮で身近な消費生活情報(トラブル事例)をお届け~



」消費生活だより



今回の トラブル

「不用品を買い取ります」 本当の目的は貴金属!

~不用品を買い取るとの電話に訪問を了承したところ、強引に貴金属を要求された事例について~



事例

自宅の固定電話に「洋服やお皿等、不用品をなんでも買い取る」との電話があった。 ちょうどいらない洋服等があったため、訪問を了承した。

しかし、後日訪問してきた業者に洋服等を見せたところ、「他に貴金属はないか」と強く言われ怖くなり、売るつもりのなかった貴金属を買い取りに出してしまった。貴金属を返してもらいたい。





- ★業者からの電話で了承した訪問で、買い取りの契約をした場合、 クーリング・オフが適用できます。
- ★業者の本当の目的は、貴金属を安価で買い取ることです。一度渡してしまうと、クーリング・オフをしても既に売却済み等で戻ってこない場合もあります。代金の受け取り後でも、クーリング・オフ期間中は物品の引き渡しを拒むこともできますので、期間中にしっかりと考え、納得した上で物品の引き渡しを行うようにしましょう。
- ★事前約束のない訪問・勧誘や、事前に承諾していない物品の売却 を求めることは禁止されています。きっぱりと断るようにしましょう。
- ★売却する場合は、商品の種類や買い取り価格、事業者の連絡先等 が書かれている契約書を必ず受け取るようにしましょう。

「おかしいな 」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 : **盃**(086)803-1109

(消費者ホットライン188も可)

受付時間 :月~金曜日 9時~16時(祝日・年末年始除<)

対 象 者 :岡山市民の方(県外・市外の方はお住いの地域の消費生活相談窓口にお願いします。)

消費生活相談 フォームによる ご相談は こちらから→



